

播磨町雨水貯留施設設置助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水貯留施設の設置を促進し、雨水の流出抑制及び良好な水環境に対する町民意識の高揚を図るため、雨水貯留施設を設置する者に対し、予算の範囲内において設置に必要な費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象施設)

第2条 助成金の交付対象となる雨水貯留施設（建築物の屋根からの雨水を貯留する貯留槽及びその附属設備をいう。以下同じ。）は、貯留槽の容量が80リットル以上で、散水の用に供するものとし、製品として購入可能なものに限る。ただし、助成金の交付対象となる雨水貯留施設は、建築物1棟当たり1基とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、町内の建築物（戸建住宅、集合住宅、事業所に限る。以下同じ。）の所有者又は当該所有者から雨水貯留施設の設置につき同意を得た使用者で、当該建築物に雨水貯留施設を設置し、自ら使用する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付を受けることができない。

- (1) 国、地方公共団体及びこれに準ずる公団、公社又は法人
- (2) 本町において町税を滞納している者
- (3) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けたことのある建築物に、雨水貯留施設を設置する者
- (4) 販売を目的とする建築物に雨水貯留施設を設置しようとする者
- (5) 申請した年度内に雨水貯留施設の設置が完了しない者
- (6) 暴力団等（播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員をいう。）及びこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者

(助成金額)

第4条 助成金の額は、雨水貯留施設の購入費及び設置費の2分の1以内とし、30,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、雨水貯留施設を設置する前に、雨水貯留施設設置助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の位置図

- (2) 設置予定場所の写真
- (3) 設置する施設の配置図及び構造図
- (4) 見積書等
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 承諾書（様式第3号。雨水貯留施設を設置する建築物の所有者が申請者と異なる場合に限る。）
- (7) 町税確認承諾書
- (8) その他町長が必要と認める書類
（交付決定及び通知）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査して、交付の可否を決定し、適当と認めるときは雨水貯留施設設置助成金交付決定通知書（様式第4号）により、適当でないと認めるときは雨水貯留施設設置助成金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

- 2 町長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。
（変更申請等）

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、申請の内容を変更しようとするときは、雨水貯留施設設置助成金変更申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査して、変更を承認するときは、雨水貯留施設設置助成金変更承認通知書（様式第7号）により、適当でないと認めるときは、雨水貯留施設設置助成金変更不承認通知書（様式第8号）により、交付決定者へ通知するものとする。
（申請の取下げ）

第8条 交付決定者は助成金の交付申請を取り下げようとするときは、雨水貯留施設設置助成金取下届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。
（完了報告）

第9条 交付決定者は、雨水貯留施設の設置が完了したときは、雨水貯留施設設置完了報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 設置完了後の写真
- (2) 領収書（写し可）
- (3) その他町長が必要と認める書類
（完了検査）

第10条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、完了検査を行うものとする。また、必要があると認めるときは設置場所に立入り検査を行うものとする。

(確定通知及び助成金の交付)

第 11 条 町長は、前条の完了検査において助成金の交付決定の内容及び付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、雨水貯留施設設置助成金交付額確定通知書(様式第 1 1 号)により通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の通知書を受けたときは、速やかに雨水貯留施設設置助成金請求書(様式第 1 2 号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の請求書に基づき、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(助成金の返還)

第 13 条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(維持管理)

第 14 条 交付決定者は、雨水貯留施設を適正に維持管理し、助成金交付の日から 7 年以上存続させるよう努めなければならない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 5 月 1 日から施行する。